

# 法務省大臣官房施設課事務分掌規程

〔平成13年1月6日〕  
〔法務省施第13号〕

改正 平成16年1月 7日法務省施第 19号

平成22年3月24日法務省施第481号

平成23年3月17日法務省施第375号

## （課付）

第1条 施設課に、課付を置くことができる。

2 課付は、課長を助け、課長が特に命ずる事務をつかさどる。

## （課長補佐）

第2条 施設課に、課長補佐（補佐官）を置く。

2 課長補佐（補佐官）は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 課長補佐（補佐官）の事務の分担は、別に課長が定める。

4 課長補佐（補佐官）のうち総括補佐官を命ぜられた者は、課の庶務に関する事務を総括する。

5 課長補佐（補佐官）のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課の複雑困難な事務を担当する。

## （法務専門職）

第3条 施設課に、法務専門職（法務専門官）を置く。

2 法務専門職（法務専門官）は、命を受けて、課の専門的事務に従事する。

3 法務専門職（法務専門官）のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、課の複雑困難な専門的事務を担当する。

## （契約審査官）

第4条 施設課に、契約審査官を置く。

2 契約審査官は、命を受けて、法務省の所掌事務に関する施設の整備に関する工事に係る契約の審査に関する事務に従事する。

## （施設整備技術研究官）

第5条 施設課に、施設整備技術研究官を置く。

2 施設整備技術研究官は、命を受けて、法務省の所掌事務に関する施設の整備

に関する事務のうち建設計画，設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係る調査，研究等を行うことにより，施設の整備に関する企画及び立案の支援を行う。

（施設企画官）

第6条 施設課に，施設企画官を置く。

- 2 施設企画官は，命を受けて，法務省の所掌事務に関する施設の整備に関する事務のうち建設計画，設計及び工事の実施の企画及び立案に関する事務に従事する。
- 3 施設企画官のうち上席施設企画官を命ぜられた者は，前項に定める事務のうち複雑困難な事務を担当する。
- 4 施設企画官及び上席施設企画官の事務の分担は，別に課長が定める。

（施設設計官）

第7条 施設課に，施設設計官を置く。

- 2 施設設計官は，命を受けて，法務省の所掌事務に関する施設の整備に関する事務のうち建設計画，設計及び工事の実施に関する専門的事務に従事する。
- 3 施設設計官の事務の分担は，別に課長が定める。

（室長補佐及び工務検査官）

第8条 技術企画室に，室長補佐（補佐官）及び工務検査官を置く。

- 2 室長補佐（補佐官）は，室長を補佐し，命を受けて，室の事務を処理する。
- 3 工務検査官は，命を受けて，工務検査に関する事務に従事する。

（施設設計調整官補佐及び施設設計調整官付）

第9条 施設課に，施設設計調整官補佐及び施設設計調整官付を置く。

- 2 施設設計調整官補佐は，施設設計調整官を補佐し，命を受けて，施設設計調整官の事務を処理する。
- 3 施設設計調整官付は，命を受けて，施設設計調整官の事務に従事する。

（企画調査官補佐及び企画調査官付）

第10条 施設課に，企画調査官補佐及び企画調査官付を置く。

- 2 企画調査官補佐は，企画調査官を補佐し，命を受けて，企画調査官の事務を処理する。

3 企画調査官付は、命を受けて、企画調査官の事務に従事する。

(施設課に置く係)

第11条 施設課に、技術企画室に置くもののほか、次の13係を置く。

庶務係

文書係

予算係

経理第一係

経理第二係

官署施設企画第一係

官署施設企画第二係

収容施設企画第一係

収容施設企画第二係

国有財産第一係

国有財産第二係

公務員宿舍係

施設移転係

2 技術企画室に、次の4係を置く。

技術企画係

保全指導係

建築積算係

設備積算係

(庶務係の所掌事務)

第12条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 施設課長の官印、施設課印その他の公印の保管に関する事。

(2) 施設課の機構及び定員に関する事。

(3) 施設課の所掌事務に関する広報に関する事。

(4) 施設課の職員の人事及び研修に関する事。

(5) 施設課の所掌に係る予算及び会計に関する事。

(6) 施設課の所掌に係る物品の管理に関する事。

(7) 施設課の職員の福利厚生に関すること。

(8) 施設課の職員に貸与する宿舍に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、施設課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(文書係の所掌事務)

第13条 文書係は、施設課の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務をつかさどる。

(予算係の所掌事務)

第14条 予算係は、法務省の所掌事務に関する施設の整備に係る経費の予算、決算及び会計に関する事務（経理第一係及び経理第二係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(経理第一係の所掌事務)

第15条 経理第一係は、法務省の所掌事務に係る施設課長所管の施設整備費の経理に関する事務をつかさどる。

(経理第二係の所掌事務)

第16条 経理第二係は、法務省の所掌事務に関する施設の工事に係る契約に関する事務をつかさどる。

(官署施設企画第一係の所掌事務)

第17条 官署施設企画第一係は、法務省の所掌事務に関する施設の整備に係る企画及び立案に関する事務（官署施設企画第二係、収容施設企画第一係及び収容施設企画第二係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(官署施設企画第二係の所掌事務)

第18条 官署施設企画第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法務省の所掌事務に関する施設の補修に係る企画及び立案に関すること  
(収容施設企画第二係の所掌に属するものを除く。)

(2) 施設課長所管の庁舎及び宿舍（設備を含む。）の維持管理及び補修に関すること。

(収容施設企画第一係の所掌事務)

第19条 収容施設企画第一係は、矯正施設及び入国者収容所（以下「収容施設」

という。)の整備に係る企画及び立案に関する事務(収容施設企画第二係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(収容施設企画第二係の所掌事務)

第20条 収容施設企画第二係は、収容施設の補修に係る企画及び立案に関する事務をつかさどる。

(国有財産第一係の所掌事務)

第21条 国有財産第一係は、法務省所管の国有財産の管理及び処分に関する事務(国有財産第二係の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(国有財産第二係の所掌事務)

第22条 国有財産第二係は、収容施設に属する国有財産の管理及び処分に関する事務をつかさどる。

(公務員宿舎係の所掌事務)

第23条 公務員宿舎係は、法務省の職員に貸与する宿舎に関する事務をつかさどる。

(施設移転係の所掌事務)

第24条 施設移転係は、特定国有財産整備計画による法務省の所掌事務に関する施設の移転整備に関する事務をつかさどる。

(技術企画係の所掌事務)

第25条 技術企画係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法務省の所掌事務に関する施設の整備に関する事務のうち建設計画、設計及び工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの企画、立案及び調整並びに工務検査に関すること(保全指導係の所掌に属するものを除く。)

(2) 外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力並びにこれらの施設の管理及び運営に係る国際協力に関する事務の調整に関すること。

(保全指導係の所掌事務)

第26条 保全指導係は、法務省の所掌事務に関する施設の整備に関する事務のうち施設の保全に係る建設計画に必要な技術上の事項に係るものの企画、立案及び調整並びに施設の保全に係る工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの指導に関する事務をつかさどる。

(建築積算係の所掌事務)

第27条 建築積算係は、法務省の所掌事務に関する施設の整備に関する事務のうち建築工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの積算に関する事務をつかさどる。

(設備積算係の所掌事務)

第28条 設備積算係は、法務省の所掌事務に関する施設の整備に関する事務のうち設備工事の実施に必要な技術上の事項に係るものの積算に関する事務をつかさどる。

(係主任)

第29条 課長が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に課長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成16年1月7日法務省施第19号)

この規程は、平成16年1月16日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日法務省施第481号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月17日法務省施第375号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。